

2006年3月15日発行

第75号



友の会ニュース

発行所
神奈川県東部建設協同組合
〒216-0011川崎市宮前区犬蔵1-4-14
TEL044-976-1151
FAX044-976-0557
フリーダイヤル0120-633-306
定価10円
発行人 白田武美
編集人 伊藤実

建築にたずさわる者の良心と国や行政の責任が問われています

「構造計算書」偽造問題を考える

昨年十一月に、鉄筋コンクリートの建物の基本にかかわる、構造計算書の偽造が発覚し、強度不足のためにマンションやホテル百棟近くが使用できなくなるという、重大な事件が起きました。今回はこの問題を考えてみました。

構造計算書は建物の骨格を決めるもの

構造計算書は、建物を建てるときに、柱や梁の太さや本数を計算によって決める大切なものです。木造住宅ならば経験のある大工さんならおおよその検討はつきますが、鉄筋コンクリートや鉄骨の建物では、きちんとした計算をしなければ構造は決められません。それを基にして作られた設計図で建物は作られていきます。

その大切な構造計算書が偽造され、それを基にして建てたマンションやホテル百棟近くが、危険の為に使用できなくなったというのが今回の事件です。鉄筋コンクリートは、引張る力に強い鉄筋と、圧縮に強いコンクリート

が合体して成り立っています。今回の事件は鉄筋の太さや本数を極端に減らして偽造したというものです。

阪神大震災の教訓がないがしろにされた

問題のマンションやホテルは耐震力が基準の三分の一から半分しかなく、震度5強程度の地震で倒壊する恐れがあると指摘されています。震度5強の地震というと、毎年全国のどこかで起きてくる規模です。

いまから十一年前に阪神淡路大震災があり、六千余名の尊い人命が失われた教訓から、建築基準法が強化されたばかりなのに、なぜこんなデタラメが起きたのでしょうか。

国民の生命と財産を守る建物は一体どうなっているのでしょうか。国や行政は国民の生命と財産を守る役割をどのように果たしているのか、疑問を持たざるを得ません。

建築確認の審査は民間委託業者の方が多

建物は建築基準法という法律によって、その強度や耐火性など様々な事項が決められています。これは住む人の安全と快適な生活を確保する最低基準なのです。

建築確認というのは、建物が法に照らし合わせて適法なものかを確認する作業で、国土交通省の所管の仕事ですが、実際には地方自治体で行っています。

一九九八年より国の指定する民間機関でもこの業務がおこなえるようになり、今では半数以上が民間で処理されています。民間での処理が多くなったのは、審査期間が短かったり、審査内容が甘かったりすることがあるから、利用者が増えたのです。

(二面へ続く)